

城辺みしま荘ケアハウス 利用料月額（令和2年4月より改定）

対象収入による階層区分		入所者の利用料月額			
		生活費	サービスの提供に要する費用（事務費）	居住に要する費用（管理費）	計
1	1,500,000円以下	44,510円	10,000円	10,000円	64,510円
2	1,500,001円～1,600,000円	44,510円	13,000円	10,000円	67,510円
3	1,600,001円～1,700,000円	44,510円	16,000円	10,000円	70,510円
4	1,700,001円～1,800,000円	44,510円	19,000円	10,000円	73,510円
5	1,800,001円～1,900,000円	44,510円	22,000円	10,000円	76,510円
6	1,900,001円～2,000,000円	44,510円	25,000円	10,000円	79,510円
7	2,000,001円～2,100,000円	44,510円	30,000円	10,000円	84,510円
8	2,100,001円～2,200,000円	44,510円	35,000円	10,000円	89,510円
9	2,200,001円～2,300,000円	44,510円	40,000円	10,000円	94,510円
10	2,300,001円～2,400,000円	44,510円	45,000円	10,000円	99,510円
11	2,400,001円～2,500,000円	44,510円	50,000円	10,000円	104,510円
12	2,500,001円～2,600,000円	44,510円	57,000円	10,000円	111,510円
13	2,600,001円～2,700,000円	44,510円	60,400円	10,000円	114,910円
14	2,700,001円～2,800,000円				
15	2,800,001円～2,900,000円				
16	2,900,001円～3,000,000円				
17	3,000,001円～3,100,000円				
18	3,100,001円以上				
備考	1 冬期加算額として、11月から3月までは、上記金額に月額1,970円を加算する。 2 夫婦で入所する場合については、夫婦の収入及び必要経費をそれぞれ合算し、合算額の2分の1をそれぞれの収入及び必要経費として対象収入を算出する。対象収入が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用料のうちのサービスの提供に要する費用は、上記表の額から30%減額した額を本人から徴収するサービスの提供に要する費用（月額）とする。この場合100円未満は切り捨てとする。				

（注） この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

水道代 月額一定 1,180円

電気代 使用量に応じて